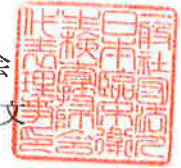




30日臨技発第 528号  
平成30年12月18日

都道府県臨床（衛生）検査技師会  
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
代表理事会長 宮島 喜文



「臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則等による新たな教育内容を受けて臨床検査技師国家試験に合格した者に関する留意事項について（ご留意）

貴会には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第46号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令18号）（以下「改正法律等」という。）で、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、平成27年4月1日から施行されているところです。

臨床検査技師に新たに追加された検体採取の業務の実施については、平成26年法律第83号の附則第32条において、本法律施行の際、現に臨床検査技師の免許を受けている者及び臨床検査技師国家試験に合格した者であって、本法律施行後臨床検査技師の免許を受けた者については、厚生労働大臣が指定した研修を受けなければならないとされています。

しかし、法施行後、臨床検査技師の国家試験に合格者し、免許を受けた者等に対して厚生労働省指定講習会の受講義務の有無が明確になっていなかったことから、今般、厚生労働省医事課、事務連絡平成30年12月12日に留意事項として通知されたところでございます。貴職において、了知いただくと共に、会員に周知方宜しくお願いいたします。

また、当会が実施しています「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」については、5年間を目途に開催していますが、原則、来年12月までの開催とさせていただきます。未受講者に対して受講を促していただくよう、併せて周知方お願いいたします。

〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7

TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722

Mail [jamt@jamt.or.jp](mailto:jamt@jamt.or.jp)

担当執行理事 千葉正志 事務局 篠崎隆男

事 務 連 絡  
平成 30 年 12 月 12 日

都道府県医務主管部（局）担当者 殿

厚生労働省医政局医事課

「診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則等による新たな教育内容を受けて臨床検査技師国家試験に合格した者に関する留意事項について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成 27 年政令第 46 号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 18 号）（以下「改正法律等」という。）により、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されているところです。

これに伴い、「診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）が公布され、同令により改正された臨床検査技師学校養成所指定規則等による教育内容（以下「新たな教育内容」という。）を受けて臨床検査技師国家試験に合格した者が、平成 31 年度より輩出されます。

つきましては、臨床検査技師に関する留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の臨床検査技師養成所、関係機関、関係団体等に対し、広く周知をお願いいたします。

## 記

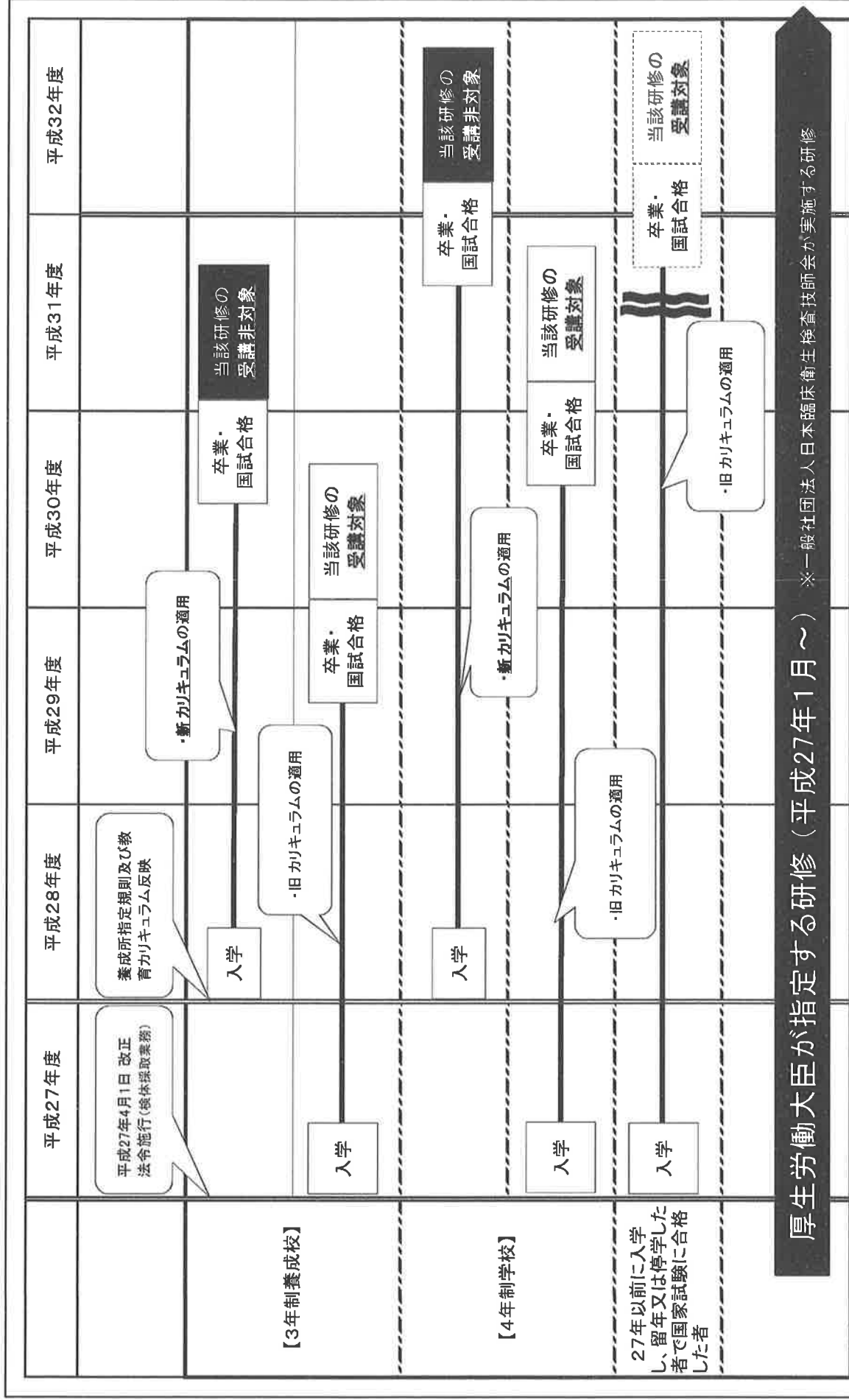
新たな教育内容を受けて臨床検査技師国家試験に合格した者に関する留意事項

- 1 平成 28 年 4 月 1 日以降に入学・入所した学生・生徒からは新たな教育内容が教授されていることから、改正法律等による業務範囲の見直しにより新たに臨床検査

技師の業務に追加された検体採取（以下「新たな検体採取」という。）を行おうとするにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受ける必要はないこと（別紙参照）。

- 2 平成 28 年 4 月 1 日より前に入学・入所した学生・生徒は、新たな検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、当該研修を受ける必要があること（別紙参照）。
- 3 当該研修に当たっては、受講対象となる者の修了割合の増加に伴い、開催規模の縮小が予定されており、対象となる者への周知及び受講促進を徹底する必要があること。

臨床検査技師における厚生労働大臣が指定する研修の受講対象者について



厚生労働大臣が指定する研修（平成27年1月～）